

報道機関各位  
(司法・法曹記者クラブで投げ込みを行っています)

平成25年12月10日  
日本司法支援センター

## 被害者参加制度施行から5年 ～被害者国選弁護制度の実績と新しい支援拡充策～

### 被害者国選弁護制度の実績

犯罪被害者が刑事事件の裁判手続にかかわる「被害者参加制度」は、本年12月で施行から5年が経ちました。制度を利用した犯罪被害者は本年10月末時点で4,000人を超えています。

法テラスは、被害者参加制度の中で、「被害者参加人のための国選弁護制度」の事務手続を担っています。これは、経済的に余裕がない犯罪被害者が裁判手続への参加にあたって弁護士の援助を受けられるようにするため、裁判所が犯罪被害者の請求に応じて国選被害者参加弁護士を選定し、国が弁護士費用を負担する制度です。この被害者国選弁護制度の利用は年々増加し、本制度開始から本年11月末までに法テラスを通じて1,633人(1,311件)の方が利用しています。平成20年12月から本年11月までに裁判所に弁護士選定の請求があった件数の年別・罪名別の推移及び平成24年4月から本年11月(速報値)までの利用者数・件数は下表のとおりです。

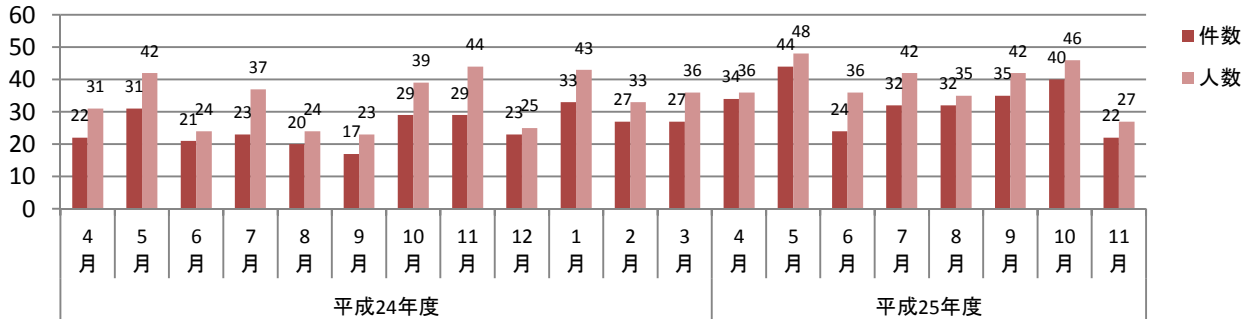
### 支援拡充策

本年12月1日から関係改正法が施行され、2つの犯罪被害者支援策が実施に移されました。

1つは、被害者国選弁護制度を利用できる「経済的な資力の乏しさ」の判定基準を緩め、より多くの被害者参加人に国選弁護士がつけられるようにした「資力基準の緩和」です。

もう1つは、裁判手続に参加した被害者からの請求に応じて、旅費、日当及び宿泊費を国が支給する「被害者参加旅費等支給制度の新設」です。詳しくは裏面をご覧ください。

※平成24年4月から平成25年11月末までの件数の推移(11月は速報値)



罪名	選定請求件数							
	累計	割合	H20 (4か月)	H21	H22	H23	H24	H25 (11月末現在)
殺人(殺人未遂)	239	18.2%	6	50	40	45	67	31
傷害	195	14.9%	6	27	31	53	42	36
傷害致死	88	6.7%	4	5	19	25	22	13
強姦・強制わいせつ等	474	36.1%	6	68	77	91	109	123
危険運転致死傷	20	1.5%	0	3	3	2	5	7
業務上過失致死傷	5	0.4%	0	1	3	1	0	0
重過失致死傷	3	0.2%	0	3	0	0	0	0
自動車運転過失致死傷	181	13.8%	5	31	31	40	39	35
逮捕・監禁等	17	1.3%	0	3	3	3	4	4
略取・誘拐等	6	0.5%	0	2	1	1	1	1
人身売買	0	0.0%	0	0	0	0	0	0
強盗致死傷・強盗強姦等	76	5.8%	2	9	21	19	13	12
その他刑法犯	6	0.5%	0	1	2	2	0	1
特別法犯	1	0.1%	0	1	0	0	0	0
合計	1,311	100.0%	29	204	231	282	302	263



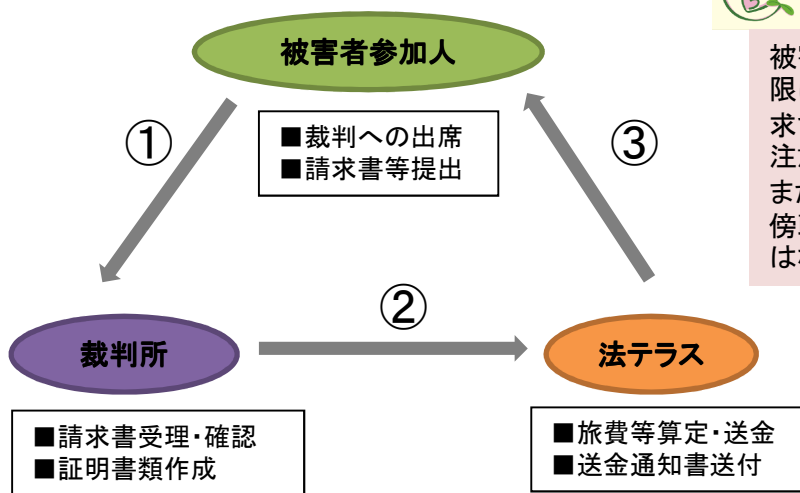
## 12月1日から実施された被害者支援の拡充策

### 被害者参加旅費等支給制度

被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合に、当該被害者参加人に対し、法テラスから、旅費、日当及び宿泊料が支給されることとなりました。原則、「最も経済的な経路・交通手段」により計算するため、実際にかかった交通費と一致しないことがあります。宿泊費も実費支給ではありません。

本制度は、公判期日等に出席した**すべての被害者参加人**の方にご利用いただけます。

### 旅費等請求の流れ



### 請求には期限があります

被害者参加旅費等の支給を受けるための請求期限は、裁判が終了してから**30日以内**のため、請求する意思がある場合は期限を過ぎないように注意が必要です。

また、被害者参加を許可されていても、傍聴席で傍聴していた場合には「公判期日等への出席」とはならず、旅費等の支給対象外となります。

※詳しくは法テラスHPをご覧ください。  
<http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/nagare/kaisei20131201.html>

### 被害者国選弁護制度の資力基準の緩和

被害者参加人の資力(現金、預金などの流動資産の合計額)から、犯罪行為を原因として**6か月以内**に支出することとなると認められる費用の額(治療費等)を差し引いた額(基準額)が**200万円未満**の場合(※従来は3か月以内、150万円未満であった)の方が対象になります。



### 法改正の背景

平成23年3月、『第2次犯罪被害者等基本計画』が閣議決定され、その中に「犯罪被害者の刑事手続への関与拡充への取組」として今回の支援拡充策を求める項目が掲げられました。これを受けて、本年6月に「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律及び総合法律支援法の一部を改正する法律」が成立しました。

【参考:第2次犯罪被害者等基本計画(抜粋)】

- 被害者参加人への旅費等の支給に関する検討をし、必要な施策を実施する。
- 被害者参加人のための国選弁護制度における資力要件の緩和について、被害者参加人への旅費等と併せて検討を行う。